

不妊治療費助成制度Q & A

制度全体について		
1	どのような制度ですか。	令和8年4月1日以降に開始した、保険適用された体外受精及び顕微授精、並びに併せて実施した「先進医療」にかかった費用について、助成を行う制度です。 全ての治療を自己負担で実施した場合は、対象外です。
2	先進医療を実施していなくても申請できますか。	令和8年4月1日以降に開始した治療については、先進医療を実施していなくても、保険適用の自己負担額について申請ができます。
3	令和8年3月に治療計画を立てて採卵し、4月に入ってから移植をしました。4月の治療分だけ申請することはできますか。	原則、治療計画等から移植後の妊娠判定等に至るまでの一連の治療を1回の治療とします。採卵周期、移植周期など治療の周期で区切るものではありませんので、一連の治療を4月のみ分けて申請することはできません。令和8年3月以前に開始した治療については、先進医療のみご申請できる可能性がありますので、要件をご確認ください。
4	保険診療1回目の治療を令和8年2月に行いました。令和8年4月から、2回目の移植に向けて治療を開始しました。この場合、2月に治療を開始したことになり、不妊治療費助成へは申請できませんか。	「1回の治療」ごとにご申請が可能です。 令和8年2月に開始した1回目の治療は、先進医療のみ 令和8年4月に開始した2回目の治療は、自己負担額全体についてご申請いただけます。
5	助成金額はいくらになりますか。	保険適用された体外受精及び顕微授精にかかった自己負担分（高額療養及び付加給付金は控除します）の金額か15万円（上限金額）のどちらか低い方の金額になります。 例えば、自己負担額について合計12万円（保険適用分9万円、先進医療分が3万円）の場合、助成金額は12万円です。 自己負担額について合計21万円（保険適用分12万円、先進医療分が9万円）の場合、助成金額は15万円となります。
6	高額療養費制度を利用したのですが、助成金は保険診療の3割分もらえるのですか。	高額療養費及び付加給付金は助成金額から控除します。 例えば、保険診療の3割分として20万円かかり、高額療養費として後から8万円給付された場合、20万円-8万円=12万円が助成対象となります。
7	自分が高額療養費制度を利用できるかわからないのですが。	高額療養費制度については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。
8	付加給付金とは何ですか。	健康保険組合が、自己負担額を軽減するために実施している制度になります。健康保険組合によって制度内容は異なりますので、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。
9	年齢要件はありますか。	あります。 保険診療と同じです。 （保険診療は妻の年齢が43歳未満の夫婦が受けることができます。）

制度全体について

10	助成回数の制限はありますか。	あります。 保険診療と同じです。 (保険診療は、妻の年齢が、治療開始日に39歳までの場合は6回まで、40歳から42歳までの場合は3回までを上限としています。)
11	所得制限はありますか。	ありません。
12	住所地がどこでも申請できますか。	「1回の治療」の初日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して東京都内に住民登録をしている方が申請できます。
13	対象となる「先進医療」とはどのようなものですか。	厚生労働省のホームページで確認することができます。 (「先進医療を実施している医療機関の一覧」というものです。) 現時点で対象となる治療及び技術は ○ SEET法 ○ タイムラプス ○ 子宮内膜スクラッチ ○ PICSI ○ ERA / ERPeak ○ 子宮内細菌叢検査 (EMMA / ALICE) ○ IMSI ○ 二段階胚移植法 ○ 子宮内細菌叢検査 (子宮内フローラ検査) ○ 膜構造を用いた生理学的精子選択術 (マイクロ流体技術を用いた精子選別) ○ 着床前胚異数性検査 (PGT-A) です。今後、新たなものが追加される場合もあります。 また、それぞれの治療及び技術について、実施できる医療機関も決まっています。各医療機関に御確認ください。
14	過去に特定不妊治療の助成金を受けたことがありますか、回数に含めますか。	不妊治療が保険適用になる前の助成制度は含めません。 令和4年度に開始した、先進医療について助成する東京都独自の「特定不妊治療費(先進医療)助成事業」の助成回数は、回数に含めず。 例えば、助成回数上限が6回で、過去に2回先進医療の助成を受けている場合は、あと4回申請が可能です。
16	いつから受付開始ですか。 申請に必要な書類は何ですか。	令和8年10月1日を予定しています。 申請に必要な書類や申請方法については、後日東京都福祉局のホームページに掲載します。
17	申請期限はいつになりますか。	「1回の治療」が終了した日の属する年度の末日までです。 ただし、1月から3月までに「1回の治療」が終了したもので、3月31日までに申請書等が提出できない場合は、同年6月30日まで申請が可能です。 申請期限を1日でも過ぎてしまった場合、いかなる理由があっても受付することができませんので、必ず申請期限を守ってください。

対象となる要件

1	助成の対象となる要件はなんですか。	<p>基本的には次の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>①「1回の治療」の初日から申請日まで、法律上の婚姻をしている夫婦であること又は事実婚の要件を満たすこと。 ②「1回の治療」の初日から申請日まで、東京都内に住所を有すること。 ③保険診療として体外受精及び顕微授精を受診していること。 ④先進医療を実施した場合は、先進医療を実施する医療機関として登録された保険医療機関で、保険診療の体外受精及び顕微授精と併せて先進医療を受けたこと。 ⑤治療の開始日の妻の年齢が43歳未満であること。</p>
2	夫婦が別居していて別の道府県に居住しています。申請できますか。	<p>法律婚の方で、治療開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが都内に継続して住民登録をしていれば申請できます。 ※ この場合、事実婚の方は申立書を提出してください。</p>
3	夫婦が別居していて配偶者が外国に居住しています。東京都で申請できますか。	<p>法律婚の方で、治療開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが都内に継続して住民登録をしていれば申請できます。 ※ この場合、事実婚の方は申立書を提出してください。</p>
4	治療日現在は事実婚でしたが、現在は法律上の結婚をしています。助成金の申請は可能ですか。	<p>「1回の治療」開始時から事実婚の要件を満たしていれば対象となります。</p>
5	令和8年4月1日以降に治療を開始しました。申請受付開始の10月1日までに都外へ引っ越す予定なのですが、助成の対象外となりますか。	<p>令和8年度特例として、9月30日までに治療が終了し、かつ治療終了後同日までに都外へ転出されたご夫婦については、申請期限までにご申請が可能です。治療終了前に都外へ転出された場合は対象外です。</p>